

令和7年12月2日

令和7年 第4回杵築市議会定例会

提出議案説明書

令和 7 年第 4 回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとことご挨拶を申し上げます。

10 月 5 日執行の杵築市議会議員補欠選挙におきまして、ご当選されました木元洋一郎^{きもとよういちろう} 議員、誠におめでとうございます。本日、市議会の新体制による初の定例会を開会する運びとなりましたことに、重ねてお慶びを申し上げます。また、11 月 5 日の臨時会におきまして、矢守副市長の選任について同意を頂き、新執行部としましても、初の定例会を迎えることとなりました。議会と執行部は、車の両輪に例えられます。今後も議員の皆様方とともに力を合わせ、市民の負託に応えてまいりたいと存じます。

さて、私^{わたくし}におきましても、今議会は 10 月の市長選挙後、初めての定例会であります。臨時会において、4 期目就任にあたり所信を表明させていただきましたが、ケーブルテレビによる放映は、今議会が初めてとなります。改めて、市民の皆様、議員の皆様に就任のご挨拶を申し上げます。

10 月 5 日に執行された市長選挙におきまして、市民の皆様の温かいご支援、そして議員の皆様のご理解とご協力により、引き続き、市政のかじ取り役を担わせていただくことになりました。4 期目の就任から 1 か月余りになりますが、改めて職責の重さを痛感しているところでございます。市長就任後、3 期 12 年、地域振興や生活基盤の整備、市民福祉の向上に向け、全力で取り組んでまいりました。これまで、こども・子育て施策として、「保育料・給食費・高校生までの医療費」のトリプル無償化を実現するなど、議会のご理解をいただきながら様々な施策を講じてきました。この 4 期目では、これまでの成果をさらに深化させ、本市の「強み」を最大限に活かすことで、新たな展開を目指してまいります。「みんなで創り 好きになる 健幸都市 きつき」を将来像とする「第 3 次総合計画」を羅針盤に、関連する施策を相互に連携し実施できるよう、横断的な視点で施策を推進してま

います。その実現に向け、未来への「種まき」となる、「わくわくプロジェクト」を前進させます。

まず、ＪＲ杵築駅の周辺整備により、日々の暮らしを豊かにする機能と、快適な移動を支える交通ネットワークを一体的に整備し、誰もが暮らしやすい、未来志向のまちづくりを駅前から推進します。次に、年齢や交通手段にかかわらず、誰もが、行きたい場所へ行きたい時に自由に移動できる、すべての市民の皆様の「移動の自由」を確保し、豊かで暮らしやすい市民生活を目指します。最後に、歴史を守り未来の観光をつくる取組です。本市では、国指定史跡の杵築城跡を中心に城下町が広がっております。国が「後世に継承すべきまち」と認めたこの歴史的空間の魅力を未来へ輝かせるため、観光のあり方を大きく進化させます。これらの取組を通じて、すべての市民が、誰一人取り残されることなく、生涯を通じて心身共に「健幸」で、活力あふれる人生を送ることができる都市の実現に向け、今後も全身全霊で取り組む所存です。様々な課題がありますが、市民の皆様の声を大切にするとともに、市民の皆様のご協力をいただきながら、一つひとつ着実に解決してまいります。

市民の皆様、議員の皆様には、なお一層の、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提出いたしました諸議案等について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第１０５号 令和７年度杵築市一般会計補正予算（第８号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費において９億３５万５千円を追加補正し、補正後の予算の総額を２２１億７，０４１万２千

円といたしました。

主な補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費では、一般寄附金を地域活力創出基金へ積み立てる経費 5 6 万円を計上しました。

民生費では、当初の見込みよりも利用者が増加したことにより、障がい者自立支援サービス給付費を増額する経費 7, 2 3 8 万円、児童発達支援給付費を増額する経費 3, 3 6 6 万 5 千円、入院患者数が当初の見込みよりも増加したため、生活保護扶助費を増額する経費 6, 1 0 2 万 4 千円を計上しました。

衛生費では、带状疱疹ワクチンの定期接種の開始により関心が高まり、任意接種者が予想よりも増加したため、予防接種費助成扶助費を増額する経費 1 6 5 万円、杵築市健康推進館の光熱水費を増額する経費及び施設維持に伴う修繕工事等を行う経費 4 6 0 万円を計上しました。

農林水産業費では、高糖度かんしょの品質向上のため、土壌改良の実証に対する補助金 1 0 8 万 9 千円を計上いたしました。

商工費では、猛暑対策として横岳自然公園施設にエアコン設置工事を行う経費 4 4 0 万円を計上しました。

土木費では、都市計画道路むねちかうおまちせん宗近魚町線の街路灯調査に基づき、更新が必要と判定された街路灯の更新工事及び歩道の修繕工事を行う経費 6 4 0 万円を計上しました。

消防費では、杵築速見消防組合の車両更新等に対する普通交付税措置額が確定したため、特別負担金 2 1 8 万 1 千円を計上しました。

教育費では、小学校に通う児童の安全確保のため、各点検結果を踏まえた施設の修繕工事等を行う経費 3 9 7 万 4 千円、食材費高騰の影響を受ける小・中学校等の給食について、引き続き質や量を保った給食を提供するため、食材費高騰分に対する補助金を増額する経費 5 4 1 万 7 千円を計上しました。

災害復旧費では、令和6年台風10号で被災した農地等の災害復旧を図る経費1億7,500万円を計上しました。

公債費では、後年度負担を軽減するため、民間資金から借り入れた市債の繰上償還額5億1,292万6千円を計上しました。

なお、横岳自然公園管理事業、中学校管理事業及び耕地災害復旧事業については、年度内の完成が困難となることから、令和8年度へ繰り越して実施するため、繰越明許費の設定を行いました。

また、令和8年度の管理委託等の契約事務執行のため債務負担行為を計上しています。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、地方交付税、国県支出金、繰入金、市債等です。

次に、議案第106号 令和7年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、ケーブルネットワーク機器の更新及び負担金の確定に伴う経費2,097万6千円を計上しました。

あわせて、ケーブルネットワーク施設指定管理委託料及び山香・大田地域光ファイバ整備事業負担金の債務負担行為を計上しました。

次に、議案第107号 令和7年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護給付費等の増により、2,885万8千円を計上しました。

次に、議案第108号 令和7年度杵築市水道事業会計補正予算（第2号）については、令和8年度の浄水用薬品購入の債務負担行為を計上しました。

次に、議案第109号 令和7年度杵築市下水道事業会計補正予算（第2号）については、杵築終末処理場の水処理施設の更新について、

当初計画していた設備の変更に伴い、期間を令和９年度まで延長し、事業費を増額する債務負担行為を計上しました。また、令和８年度の実行委託等の契約事務執行のため債務負担行為を追加計上しました。

以上、令和７年度一般会計及び各特別会計等の補正予算について、その概要を申し上げます。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第１１０号 杵築市印鑑条例の一部改正については、電気通信事業法の一部改正に伴い、改正箇所を引用している条例中の条文の所要の改正を行うものです。

次に、議案第１１１号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医及び学校歯科医の報酬額について、県内他市と均衡を図り見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第１１２号 杵築市未来へつなぐ基金条例の制定については、「別杵速見地域広域市町村圏事務組合秋草葬斎場未来へつなぐ基金」を財源として交付された助成金を活用し、未来を担うこどもたちへの助成等を行う特定目的基金を設置するため、条例を制定するものです。

次に、議案第１１３号 杵築市税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税において特定親族特別控除を規定するほか、市たばこ税において加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する特例規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 1 1 4 号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国に準じて基準を改正するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 1 1 5 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、国に準じて基準を改正するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 1 1 6 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国に準じて基準を改正するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 1 1 7 号 杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国に準じて基準を改正するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 1 1 8 号 杵築市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例の制定を行うものです。

次に、議案第 1 1 9 号 杵築市火入れに関する条例の一部改正につ

いては、国からの通知により、火入れの中止の要件に林野火災に関する注意報を加えるなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第１２０号 杵築市小学校設置条例の一部改正については、令和８年４月１日に杵築市立立石小学校を杵築市立山香小学校に編入統合するため、所要の改正を行うものです。

続きまして、一般議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第１２１号 杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「一般財団法人 杵築市総合振興センター」を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第１２２号 杵築市東山香地区グラウンドの指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「東山香地区住民自治協議会」を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第１２３号 杵築市山浦地区グラウンドの指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「山浦地区まちづくり推進協議会」を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第１２４号 杵築市向野地区グラウンドの指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「向野地区住民自治協議会」を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第１２５号 杵築ふるさと産業館の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「一般財団法人 杵築市総合振興センター」を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第１２６号 杵築市大田横岳自然公園の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「特定非営利活動法人大分宇宙科学協会」を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第１２７号 風の郷パークゴルフ場の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「杵築市パークゴルフ協会」を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第１２８号 杵築市地域活性化センターの指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「公益社団法人杵築市地域活性化センター」を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第１２９号 杵築市漁船漁業用作業保管施設の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「大分県漁業協同組合」を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第１３０号 市営住宅等の指定管理者の指定については、松葉台住宅、下原^{しもばる}団地、若宮第２団地、俣水第２団地、沓掛^{くつかけ}第２団地、

さつきヶ丘住宅及び上市住宅の指定管理者を「大分県住宅供給公社」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第131号 杵築市社会教育文化財施設の指定管理者の指定については、さつき城下町資料館本館・中根邸・一松邸、杵築城、大原邸、佐野家、重光家、北浜口番所、藩校模型学習館、磯矢邸及び能見邸の指定管理者を「一般社団法人 杵築市観光協会」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提出いたしました予算議案5件、条例議案11件、一般議案11件について、説明を申し上げます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告第25号及び報告第26号について、説明を申し上げます。

まず、報告第25号 令和7年度杵築市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについては、職員1名が自己都合により退職したことに伴い、退職手当を支給する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第26号 専決処分の報告については、本市職員が公務中に起こした物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定

により専決処分しましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

